魚津市告示第192号

魚津市民バス広告掲載基準の一部改正について

魚津市民バス広告掲載基準（令和３年魚津市告示第196号）の一部を次のように改正する。

令和８年10月20日

魚津市長　　村椿　晃

改正後	改正前
魚津市民バス等広告掲載基準 （趣旨） 第１条　この基準は、魚津市民バス及び予約式乗合交通で使用する車両（以下「魚津市民バス等」という。）に広告を掲載することに関し、魚津市広告掲載要綱（平成19年魚津市告示第17号。以下「要綱」という。）及び魚津市広告掲載基準（平成19年魚津市告示第18号。以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （広告媒体の種類） 第２条　要綱第５条に定める広告媒体の種類は、魚津市民バス等の車内広告（以下「車内広告」という。）及び車体広告（以下「車体広告」という。）とする。 第３条－第８条　（略） 別表第１（第５条関係）　【別記１】 別表第２（第５条関係）　【別記２】	魚津市民バス広告掲載基準 （趣旨） 第１条　この基準は、魚津市民バスに広告を掲載することに関し、魚津市広告掲載要綱（平成19年魚津市告示第17号。以下「要綱」という。）及び魚津市広告掲載基準（平成19年魚津市告示第18号。以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （広告媒体の種類） 第２条　要綱第５条に定める広告媒体の種類は、魚津市民バスの車内広告（以下「車内広告」という。）及び車体広告（以下「車体広告」という。）とする。 第３条－第８条　（略） 別表第１（第５条関係）　【別記１】 別表第１（第５条関係）　【別記２】

【別記１】

改正後

別表第１（第５条関係）

掲載場所	規　格	期　間	広　告　料	対　象
液晶ポスター	１件20秒以内 静止画又は動画	１月を単位とし、12月を限度とする。	１ルートにつき 5,000円／月	小型バス車両
座席シート裏	Ａ４	１月を単位とし、12月を限度とする。	１枚につき 1,000円／月	小型バス車両

別表第１（第５条関係）

改正前

掲載場所	規　格	期　間	広　告　料	対　象
液晶ポスター	１件20秒以内 静止画又は動画	１月を単位とし、12月を限度とする。	１ルートにつき 5,000円／月	市街地巡回ルート（東・西）
座席シート裏	Ａ４	１月を単位とし、12月を限度とする。	１枚につき 1,000円／月	全ルート

【別記２】

改正後

別表第２（第５条関係）

掲載場所	規　格	期　間	広　告　料	対　象
助手席側（歩道側） 側面前方	幅140cm×高さ95cm以内	１月を単位とし12月を限度とする。	月額6,000円	小型バス車両
助手席側（歩道側） 側面後方	幅100cm×高さ95cm以内	１月を単位とし12月を限度とする。	月額6,000円	小型バス車両
運転席側（対向車側） 側面前方	幅110cm×高さ100cm以内	１月を単位とし12月を限度とする。	月額6,000円	小型バス車両
運転席側（対向車側） 側面後方	幅130cm×高さ100cm以内	１月を単位とし12月を限度とする。	月額6,000円	小型バス車両
車体後方（ナンバープレート横）	幅45cm×高さ40cm以内	１月を単位とし12月を限度とする。	月額5,000円	小型バス車両
車体前方（ナンバープレート上）	幅120cm×高さ30cm以内	１月を単位とし12月を限度とする。	月額15,000円	ワンボックス型車両
側面両側	幅200cm×高さ60cm以内	１月を単位とし12月を限度とする。	月額25,000円	ワンボックス型車両
車体後方（ナンバープレート上）	幅35cm×高さ35cm以内	１月を単位とし12月を限度とする。	月額10,000円	ワンボックス型車両

改正前

別表第２（第５条関係）

掲載場所	規　格	期　間	広　告　料	対　象
助手席側（歩道側） 側面前方	幅140cm×高さ95cm以内	１月を単位とし12月を限度とする。	月額7,000円（５か月までの期間） 月額6,000円（６か月以上の期間）	市街地巡回ルート（東・西）
助手席側（歩道側） 側面後方	幅100cm×高さ95cm以内	１月を単位とし12月を限度とする。	月額7,000円（５か月までの期間） 月額6,000円（６か月以上の期間）	市街地巡回ルート（東・西）
運転席側（対向車側） 側面前方	幅110cm×高さ100cm以内	１月を単位とし12月を限度とする。	月額7,000円（５か月までの期間） 月額6,000円（６か月以上の期間）	市街地巡回ルート（東・西）
運転席側（対向車側） 側面後方	幅130cm×高さ100cm以内	１月を単位とし12月を限度とする。	月額7,000円（５か月までの期間） 月額6,000円（６か月以上の期間）	市街地巡回ルート（東・西）
車体後方（ナンバープレート横）	幅45cm×高さ40cm以内	１月を単位とし12月を限度とする。	月額6,000円（５か月までの期間） 月額5,000円（６か月以上の期間）	市街地巡回ルート（東・西）

附　則

この告示は、令和９年４月１日から施行する。